

第1章 「契約」って何だろう？



● 契約とは？

契約は、法的な責任を伴う約束のことです。「契約」というと難しく感じますが、コンビニで肉まんを買うのも、レンタルショップでDVDを借りるのも、デパートでクレジットカードを使って洋服を買うのも、電車に乗るのも、英会話教室を受講するのも、全て「契約」に当たります。

契約の成立

契約は契約書を作らなくても、当事者が合意すれば口約束でも成立します。例えばコンビニのお客が「肉まんをください」（申込）と言い、店員が「ありがとうございます。105円です。」（承諾）と言えば、契約は成立したことになります。

契約と義務

契約は成立すると、お互いに守らないといけません。先程の話で言えば、コンビニには「肉まんを引き渡す義務」と「105円を受け取る権利」が、お客様には「105円を支払う義務」と「肉まんを受け取る権利」が生じます。契約書がなくても、契約を守る義務が生じるのであります。

契約の解消

いったん契約が成立すると、原則として一方的に解消することはできません。ただし、まちがって契約した場合や、契約の内容や成立に至った過程に問題がある場合はやめることができます。また、消費者保護のために一定期間内なら無条件で契約を解除できるクーリング・オフ制度（p5参照）があります。未成年者保護については、未成年者の法定代理人（親等）の同意のない契約について、法定代理人や未成年者本人が契約を取り消すことができます。ただし、「自分は成人だ」と嘘をついたり、法定代理人欄を無断で記入した場合や、親が処分を許した財産（例えば小遣いや仕送り）での買い物の場合は取り消すことができません。

*契約が成立すると義務が発生するということを忘れずに、「その商品は本当に必要か」「支払いはできるか」「その業者は信用できるか」などをよく考えましょう。

*契約はお互いの信用によって成り立つものですが、その一方で、多くの悪質業者があなたをだまそうとわなを張り巡らせていています!!

第2章 悪質商法 ~だましのテクニック~

CASE1 キャッチセールス

だましのテクニック

街を歩いていると「アンケートに答えて」と声をかけられた。「無料でお肌のチェックをしますよ」と店に連れていかれ、「ひどい状態でこのまま放置すると大変なことになる」と言われて、エステと化粧品をクレジットで契約してしまった。



- ・「無料」という言葉に惑わされるな!
・支払いが本当に可能かよく考えろ!

他にも、無料体験、試供品をきっかけに強引に勧誘したり、
絵画展示会などと近づいてくる手口もあります。

クーリング・オフマン

CASE2 アポイントメントセールス

だましのテクニック

「あなたが選ばれました!」と呼び出され、色々なサービスを受けられるという会員権を勧められた。複数の店員に長時間勧誘され、断れず高額の契約をしてしまった。



おめでとうございます!
あなたが選ばれました!!
格安で旅行できますよ。
ぜひ会でお話ししたい
のですが:

ラッキー

3 1
4 2

エーッ

会員権って
こんなに高いん?!

でも、断りづらい…



クーリング・オフマン

- ・「あなただけは特別」というおいしい話は疑え!
- ・見知らぬ人からの呼び出しに応じるな!
- ・強引な勧誘は、はっきり断れ!

異性間の感情を利用して断りにくい状況で商品を勧誘することもあります。

CASE3 マルチ商法



だましのテクニック

「簡単に儲かるアルバイトがある」と誘われ、ネットワークビジネスの会員になるために、クレジットで高額な健康食品の契約をした。「会員を勧説すれば、マージンが入ってくる」という話だったが、誰も入ってくれず、借金だけが残った。



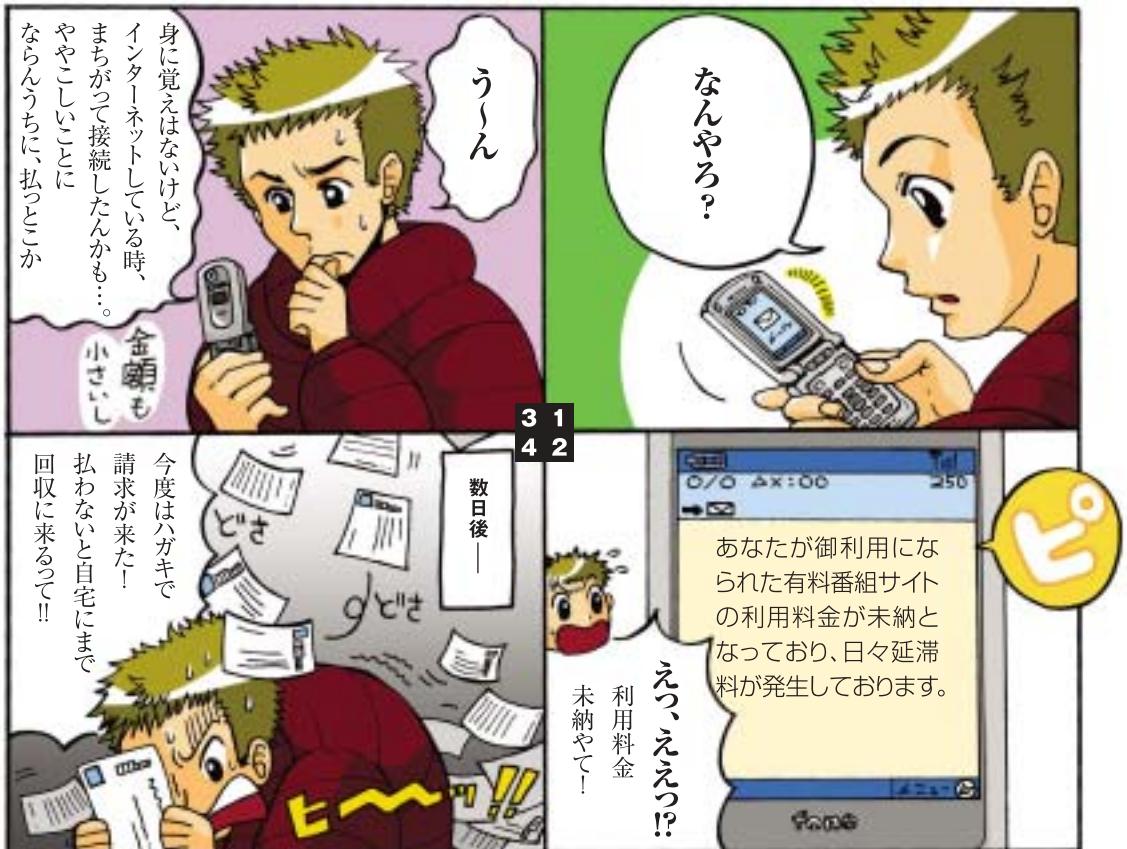
クーリング・オフマン

- ・「楽して儲かる」などという話は信じるな!
- ・しつこい勧説で友人を失うことを想像しろ!
- ・自分が加害者になってしまうぞ、気をつけろ!
- ・インターネットやメールを使った勧説にも注意せよ!

CASE 4 不当請求

だましのテクニック

「有料情報サイトの利用料金」などの名目で不当な請求のはがきやメールを送りつけ、「期限までに払わないと法的手段に訴える」などと脅す。



- 撃退法**
- ・身に覚えがなければ、絶対に支払うな！
 - ・絶対に請求者へは連絡するな！(個人情報を漏らすな！)
 - ・有料サイトを利用するときは、必ず、利用規約を熟読せよ！

クーリング・オフマン

～個人情報保護について～

名前や住所、年齢や通学校名などの個人情報が漏れたことが、迷惑メールや不当請求、悪質商法の勧誘の原因となります。個人情報が漏れてしまう可能性があるので、懸賞に応募したり、アンケートに答えたり、ホームページに書き込みをしたりすることは慎重にしましょう。また、名簿や携帯電話、身分証などは厳重に管理することが大切です。友人や家族の個人情報も漏らさないように気をつけましょう。

第3章 クーリング・オフ制度とは?

「しまった!悪質商法にひっかかってしまった!!」そんな時…あなたや友だちを守る正義の味方



**訪問販売や電話勧誘などで、3,000円以上の契約をした場合、
契約書を受取った日を含めて法定期間内なら無条件で解除できます。**

●解除の通知は必ず書面で!!

- ・電話では証拠が残りませんので、必ず配達記録郵便で出しましょう(郵便局で受付)。
法定期間内に発送すればよく、相手に着くのはそれ以降になってもかまいません。
- ・クレジット契約の場合は、クレジット会社へも書面を送りましょう。
- ・はがきの裏表をコピーし、配達記録郵便の受領書といっしょに保管しましょう。
- ・内容が複雑な場合は、内容証明郵便にする方法もあります。

●クーリング・オフ期間

- ・クーリング・オフ期間には、契約書面受領日を含みます。なお、契約書面に
クーリング・オフができる旨の記載等がない場合や、クーリング・オフを妨害さ
れた場合は、いつでもクーリング・オフができます。

契約解除通知	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	○○○○
契約金額	○○○○円
販売会社名	株式会社○○○○○○支店担当者○○
名前	平成〇〇年〇月〇日
住所	○○○○○○
支払った〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	右記日付の契約は解除します。

(平成17年12月現在)

取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
内職・モニター商法	20日間
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間

*マルチ商法は中途解約ができます。また一定の条件を満たせば商品を返品して返金を受けることができます。

*特定継続的役務提供については、販売形態を問わずにクーリング・オフができ、中途解約もできます。

*商品が取り付けてあっても、使用した場合でも(一部消耗品を除く)返品できます。

法定期間を過ぎた場合でもあきらめないで、すぐに市民生活センターへ

第4章 「クレジット」って何だろう?

●クレジット契約は「借金」だ

クレジットとは、もともと「信用」のことです。クレジットを使って商品やサービスを買うと、クレジット会社は、将来、消費者が約束どおりに支払うことを信用して、代金を立替えて販売店に支払います。消費者は、立替えてもらったお金と手数料をクレジット会社に支払います。クレジットには、商品購入ごとに審査を受ける個品方式と、あらかじめ審査を受けてクレジット会社の発行したカードを利用する総合方式があります。悪質業者は手元にお金がない若者に「毎月たった〇円の支払い」となどと格安感を強調して個品方式のクレジットの利用を勧めることが多いのですが、クレジットは借金です。何ヶ月にも渡って返済を続けることになりますし、支払いが遅れると手数料だけでなく、遅延損害金を支払わなければなりません。

●クレジットを利用すると…

一般的に、一括支払いの場合は、手数料はかかりませんが、分割払いは手数料がかかります。例えば、430,000円の化粧品を60回払いのクレジットで購入すると、毎月の支払いは「たった9,900円」ですが、5年かけて総額594,000円も支払うことになります。



●クレジットカードを利用ときは…

- ・借金をしてまで買う必要があるかよく考える
- ・カード会員規約をよく読み理解する
- ・無理なく支払える額の範囲内で計画的に利用する
- ・利用控えと請求書は必ず照合する
- ・カードは絶対に人に貸さない
- ・不要なカードは作らない
- ・カードの盗難・紛失に気付いたら、すぐにカード会社と警察に連絡する

*「リボルビング払い」は、あらかじめ利用できる限度額と毎月の支払額を決めておき、その限度額の範囲なら月々の支払額は一定で、返済期間が伸びていく方法です。便利ですが、利用を繰り返すと手数料が高くなり、いつまでも返済が続きます。

●キャッシングも借金だ

キャッシングとは、キャッシングカードやクレジットカードを使ってATMなどから現金を引き出して借金をすることです。簡単に現金を手にすることが出来て便利ですし、無人契約機の普及やテレビコマーシャルの放映などにより手軽なイメージがあります。しかし、いくら手軽でも借金です。ほとんどが20%以上の利息がかかります。無計画に借りると返済ができず、借金返済のために借金をすることにもなりかねません。

*金融広報中央委員会のホームページには、資金プランシミュレーション、家計簿ソフトなどがアップロードされていますので、計画的な生活設計に役立ててみませんか。

ホームページアドレス <http://www.shiruporuto.jp/>



悪質業者から身を守るためにの6つの心得

- ① 見知らぬ人の親しげな訪問、接近に要注意。簡単にドアを開けない。
- ② あまい言葉にご用心。うまい話はまず疑う。
- ③ 預貯金、家族構成などのプライバシーはあかさない。
- ④ 納得できるまで説明を受けて署名や押印は慎重に。契約書は必ず受け取り、大切に保管しておく。
- ⑤ 「結構です」「いいです」といったあいまいな言葉は使わない。必要なければ、キッパリ断る。
- ⑥ 一人で決めず、契約前に家族や身近な人、市民生活センターに相談する。

悪質商法に関するご相談は
市民生活センター
☎ (075)256-0800へ

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
(地下鉄烏丸御池駅3-1、3-2出口すぐ)

相談時間／午前9時～正午、午後1時～午後4時

休館日／土・日・祝日・年末年始

ホームページ／<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

●週末の緊急時の消費生活相談にお答えしています

☎ (075)257-9002 土・日(年末年始除く)10:00～16:00 電話相談のみ



契約ナビ



気を付ける!
その契約に
落とし穴!!